第５回　匿名・流動型犯罪グループによる犯罪被害対策のための技術的措置に関する有識者検討会
議事概要

１　開催日時

令和８年９月 24 日（木）午後１時 00 分から午後２時 05 分まで

２　開催場所

日比谷国際ビルコンファレンススクエア８Ｅ

３　出席者

(1)　有識者委員

上原哲太郎　立命館大学情報理工学部教授
金子　正志　金子正志法律事務所　弁護士
川出　敏裕　東京大学大学院法学政治学研究科教授
宍戸　常寿　東京大学大学院法学政治学研究科教授
成瀬　　剛　東京大学大学院法学政治学研究科教授
野口貴公美　一橋大学大学院法学研究科教授
星　周一郎　東京都立大学法学部教授

(2)　警察庁

森元　良幸　官房長
土屋　暁胤　総括審議官
中村　彰宏　長官官房企画課長
中山　卓映　刑事局捜査支援分析管理官

４　議事概要

(1)　事務局説明

事務局から、有識者検討会の提言案、委員からの意見を踏まえて整理した制度・運用イメージ等について説明があった。

(2)　提言の取りまとめ

原案のとおり提言が決定され、川出座長より森元官房長へ進呈された。

森元官房長から、提言の取りまとめに対する御礼の挨拶があり、続いて川出座長から、遠隔解析の実現により犯罪被害の防止の成果を期待する旨の挨拶があった。

(3)　各委員の感想・意見

提言の取りまとめを終えた有識者委員からの主な感想・意見（順不同）は以下のとおりであった。

なお、当日欠席となった上沼委員及び沢田委員からは、書面により感想・意見が提出された。

○　匿名・流動型犯罪グループによる犯罪への対応は、被害者を生まないことは

もとより、いわゆる「闇バイト」等を通じて新たな加害者を生まないという観点からも、現在の日本社会における喫緊の課題である。

そのための対応手段が限られる中で、今回検討された対策は、通信の秘密やプライバシーに関わる個人にとって重要な情報を対象とするものであり、このような新たな権限について、権限行使の要件、手続及び事後的な統制を法律上明確にしようとする方向性は、非常に重要であると考えている。

短い検討期間ではあったが、様々な立場から議論を重ね、犯罪被害防止の必要性と制度の実効性だけでなく、国民の権利利益への影響にも配慮した提言がまとめられたものと受け止めている。

犯罪の態様や通信技術は、今後も変化していくことが予想され、制度化後も、その運用状況、被害防止への効果及び国民の権利利益への影響、犯罪情勢や技術動向等の重要な変化の有無を継続的に検証し、必要な対応がある場合は改めて十分な検討が行われることを期待している。

新たな制度が、国民の信頼の下で適正に運用され、犯罪被害の防止に実効的に役立つものとなることを市民の一員としても願っている。

○　一般市民としての受け止めについて改めてお伝えするとともに、引き続き議論を深めていただきたい点について、コメントをする。

犯罪に利用されるツールが高度化する中で、犯罪予防と犯罪捜査においても、技術を活用して対抗する必要があるのは明らかであり、一般市民としても、遠隔解析の実現により、トクリュウによる凶悪犯罪が今後発生しないことを切に願っている。

他方、遠隔解析は、個人のプライバシー領域に、警察が秘密裏に入り込むということでもあるところ、個人所有のスマートフォンには、交友関係、行動履歴、趣味嗜好、思想信条、資産状況、家庭環境等、個人に関するあらゆる情報が格納されている。見られたくない写真やメッセージ、端末所有者ではない第三者のプライバシーも含まれる。「知らないうちに」スマホを覗かれるかもしれない、という国民の不安や恐怖に応える制度設計が必須と考える。

本検討会では、それぞれ専門の先生方の知見を得て、憲法上許容できる要件、既存の刑事手続との比較等が議論され、遠隔解析の適正性担保について一定のルールが提案されるに至った一方で、時間的制約等により詳細な検討まではできなかった論点については、法案成立後、下位法令に委ねられる部分も多いと思われる。引き続き専門家の協力を得て考え方を整理し、広く意見公募を行うなど、透明性を保った形で検討が進められることを望む。

論点は６点あると考える。

１点目は、対象とする犯罪類型及び犯罪発生の「おそれ」についてであるが、本検討会のテーマは「匿名・流動型犯罪グループ（いわゆるトクリュウ）による犯罪」の被害対策であったため、「数人の共謀によると認められる犯罪」がトクリュウ以外にどこまで広がる可能性があるかについては十分に議論できていない。また、犯罪発生の「おそれ」については、提言の第２の５①Ａに「刑事訴訟法に基づく差押えの要件を目安とするべき」との記載、また７の②には

「高度な蓋然性」という記載があるが、一般市民には、どの程度厳格な要件が課されているのか、水準が想像しにくいものになっている。発動場面に関し、「一定の重大な犯罪の発生が現に確認された場合で同種の犯罪被害が懸念されるとき」との例示もあるところ、共謀による犯罪の範囲も含め、「一定の重大な犯罪」を罪種で明示し、発生の「おそれ」についても、現場の裁量の余地が極力少なくなるよう、条文上も明確な限定がされることを期待する。ここでは、一般市民のスマホを対象として遠隔解析が実施されることは「少なくともルール上は」ない、と国民に伝わることが重要と考える。

２点目は事後監督でチェックすべきことについてであるが、一般市民にとっては、適切なルール設定だけでなく、そのルールが正しく実行されることが重要である。遠隔解析は、対象端末の利用者本人にも知られないまま実施されるので、事後監督の在り方が国民の安心感の鍵になると考える。公安委員会による事後監督においては、通常の項目に加え、次の２項目についても監督対象とするよう、規定を整備するべきである。

１つは、「取得が認められた情報に該当しない情報」の消去と個人情報の取扱いである。遠隔解析では、その技術的特性から、「対象の電子計算機内のデータを一時的に警察官の電子計算機に送信し、これを知得する」ことが「必要な処分」として許容されることとなる。技術上やむを得ず、「取得が認められた情報に該当しない情報」を取り扱うこととなった場合には、「その全てを消去する」ことが求められる。公安委員会の監督においては、許可状で取得が認められた情報と照合し、消去されるべき情報が正しく消去されたかについてもチェックすべきであり、そのためには、現行の捜索差押え実務とは異なる新たな義務として、「何を取得し、何を消去し、保有する情報をどの部署がどう利用したか」が分かるよう、情報の内容そのものではなく、取得・消去の日時、データの種別、件数等のログを残し、公安委員会への悉皆的な報告に含める必要があると考える。これは、提言第２の８にあるように、遠隔解析で得られた情報を刑事手続で利用するに当たり、「当該情報が対象の電子計算機から確かに取得したものであることを事後的に確認可能であること」を確保するためにも必要であると思う。また、消去せずに保有する情報の中には、端末利用者または第三者の個人情報が含まれる場合もあると思われる。公安委員会は、個人情報保護委員会とも連携し、それら個人情報の取扱いの適切性についても監督する必要があると考える。

もう１つは、事後通知の運用である。「犯罪被害の防止に支障がある場合」等の例外規定の適用についても、公安委員会に報告すべきと考える。「使用者に関する情報が不明である場合」という例外規定については、提言に記載された事後通知の目的（違法な処分が行われた場合の救済の必要性）に照らし、通知をしやすくするための措置が必要と考える。「氏名・住所に限らず、電話番号やＳＮＳアカウントなど通知に使える手段があれば通知する」ことが一案ではないか。「通信事業者等への本人確認情報の照会を可能とする根拠規定を整備する」ことも考えられるが、後者の場合、取得した本人確認情報を、通知以

外の目的には使用しないことを担保する必要がある。

３点目は、刑事手続への情報利用についてである。遠隔解析によって取得した情報を刑事手続で利用する場合の「刑事訴訟法等に基づく必要な手続」とはどのようなものか、情報取得段階で手続に問題があった場合の扱いも含めて、明確にしていただきたい。

４点目は、海外制度の詳細分析と参照（特に公表の在り方について）であるが、本検討会では、時間的制約から、海外制度については十分に精査できていない状態で議論が進められた。諸外国の当局と協力するに当たり、各国制度とどこが共通し、どこが異なるかを認識することは必須である。専門家の協力も得て、改めて比較分析を行っていただくことを提案する。特に、国民に向けた公表の在り方（タイミング、公表内容、粒度その他）について、今後、法令または運用基準等で規定するに当たり、英国、ドイツに加え米国等の先行事例が参考になると思われる。

５点目は、国際法との関係についてであるが、対象となる電子計算機の所在が不明なケースが増加する中、実務的にどのような対応をするのが望ましいかについて議論を深めるため、国際法の専門家に協力を求める必要があると思う。

「サイバー安全保障分野での対応能力の向上に向けた有識者会議」が2024年11月に公表した提言では、我が国の行動が相手国の主権侵害に当たる場合の違法性阻却事由についても若干の整理がされ、「サイバー行動に係る国際法の議論に我が国として積極的に参画・貢献していくべきものと考える」とされている。同提言は、攻撃者のサーバ等へのアクセス・無害化に関する整理であり、遠隔解析そのものの話ではないが、国境を越える政府の措置という点で共通するのではないか。

サイバー対処能力強化法（いわゆるＡＣＤ法）成立後の国際的議論の状況についてもフォローした上で、日本国内の端末が他国から同様の措置の対象となる場合の考え方を含め、遠隔解析の運用開始準備と並行して、整理を進めていただくことを希望する。

６点目は施行後の検証についてであるが、施行後一定期間経過し、ある程度の実績ができた頃に、運用状況を検証し、より実効性を高めるための検討を行う機会を設けることを改めて提案する。許可状の請求と発付の件数、遠隔解析の実施件数と未然防止できた件数、通知や消去の実施状況、公安委員会による是正指示の件数等について、法改正前提ではなく運用改善を目的として検証を実施し、その結果を公表することで、制度への国民の理解と信頼が増すのではないか。

国民の一人として、新しい技術的措置により犯罪予防の効果が上がることを強く期待し、警察のこれまでの努力に深く感謝するとともに、今後の取組みを応援していく。

○　大変短い期間でありながら、提言を取りまとめていただき感謝する。検討会においては、遠隔解析の利用場面を限定するべきというような意見があったと思うが、極めて重要であると思う。警察にとっても踏み込んだ措置であ

り、警察内外から「あれもこれも」と遠隔解析の更なる活用を求められると思うが、今回導入したものの成果が出るまで、いたずらに利用範囲を広げることのないようしてほしい。これは国民の不安を取り除く上でも重要であり、措置の制度設計と透明性が国民に理解されるようにしてほしい。

○　技術に詳しい身としては、警察が恐ろしい技術を用いると誤認する国民の不安を取り除くことが重要であると考えており、慎重な運用を心掛けてほしい。

○　具体的な技術的措置をどこまで国民に明らかにできるのかは別途検討を要すると思うが、少なくとも国民が不安になるような運用は控えるべきである。事後監督に関する議論の中では、公安委員会では十分な監督機能を果たせないのではないかという意見もあったが、国民による公安委員会の見方も踏まえ、公安委員会に事後監督を行う能力があることや、補うべき点があればこれを補う工夫をするということを発信してほしい。

○　法曹実務に携わる身として、このような検討の場に参加でき、改めて感謝する。また、学者の委員の方々から、専門的な意見を聞くことができ、大変幸せであった。

　遠隔解析については、導入をして終わりとするのではなく、今後も検討の歩みを止めないでほしい。被害者に寄り添いながら、被害回復のために支援をする身としては、背後にいる首謀者等に対する民事での責任追及、犯罪に加担しているという意識が薄いまま犯罪の実行役として利用されてしまう若者への啓発その他の警察活動も、引き続きお願いしたい。

○　今回の有識者検討会はスピード感を持ちながら、密度の濃い議論を行うことができたと感じており、改めて、座長と事務局に感謝する。遠隔解析については、具体的な立法事実に基づき、既存の制度や諸外国の例を参考にしながら、短期間で各委員の専門的知見を結集することができた。

　また、国際法上の論点にも議論を及ぼすことができた。今回の遠隔解析は、実効的かつ濫用リスクの少ない制度設計にすることができたと感じており、実体的規律とガバナンスをもって侵襲性は押さえつつ、さらに制限をかける仕組みを提案することができた。

○　提言を踏まえ、制度化をし、速やかな施行をすることは大変であると思うが、世論・国民や国会に制度の趣旨や内容を御理解いただけるように、コミュニケーションを図ってほしい。

　具体的なステークホルダーは端末利用者だけでなく、事業者も含まれる。こうした関係者においては懸念や反対の意見を持たれる向きもあるかもしれないが、よく説明を行って理解を得てほしい。

　また、実務を担う現場の警察官に対しては、この提言が、彼らに大きな期待を寄せているものであり、それゆえ、提言にあるような新しい権限を提案するものであることを説明してほしい。また同時に、この新しい権限を濫用することがあってはならないことについても、的確に説明してほしい。

　また、施行に際しては、事後監督を担う公安委員会に対しては公安委員会

が果たすべき役割を、司法審査を担う裁判所に対しては許可をする基準等を、今からでも説明するなどしてほしい。警察庁の責任は大きいが、提言の内容を踏まえて、遠隔解析が早急に導入されるようにしてほしい。

○　本検討会は、匿名・流動型犯罪グループによる犯罪被害を防止するため、遠隔解析という単一の措置を創設することを目的としており、検討すべき事項の範囲は元々絞り込まれていた。

また、第１回会議の冒頭において、座長から、「遠隔解析措置を創設するにあたっては、その実効性を担保すると同時に、法的正当性を有し、説得力のある制度設計にしなければならない」という明確な基本方針も示された。

そのため、本検討会では、第１回会議で論点の分かれ道を概ね整理し終え、その後は短い期間で集中的に会議を重ねて、多角的かつ充実した議論を行うことができた。この間、外国の類似する制度を参照したり、我が国の刑事手続上の制度や実務運用を斟酌したりするなど、遠隔解析措置を創設する上で必要と思われる検討は全て行ったと認識している。

以上のような議論を経て策定された今回の提言は、憲法・行政法・刑事訴訟法・情報法・情報技術等様々な分野に関する各委員の知見を活かしつつ、それらを融合させたものであり、座長が第１回会議で示された基本方針を十分に満たす内容になったと考えている。

本提言の内容を踏まえ、遠隔解析措置の立法化が速やかに実現し、匿名・流動型犯罪グループによる犯罪被害の防止に１日でも早く役立てて頂けることを切に願っている。一研究者、そして、一人の市民として、今後も、警察の皆様の頑張りに大いに期待している。

最後になるが、各回の議論において貴重な御意見を聞かせてくださった委員の先生方、非常に短い期間で充実した資料を御準備くださった事務局の皆様、そして、各委員の意見を最大限引き出すとともに、多様な意見を一つの提言として的確に取りまとめてくださった座長に、心より御礼申し上げたい。

○　短い期間であったが、提言を取りまとめいただき感謝する。

本検討会では、現状何が求められているのかが明らかな課題について、明確な立法事実や対処の緊急性を確認しながら議論が進められた。これにより、密度濃く、必要な議論をしっかりと尽くすことができたと感じている。

本検討会の成果が一日でも早く立法化され、被害拡大が抑止されることを願っている。

○　警察官職務執行法には、同法の規定による措置について、比例原則が適用される旨が定められている。このため、遠隔解析が警察官職務執行法に規定されることにより、その相乗効果で、遠隔解析の厳格な要件や適切な運用が一層担保されることになるため、遠隔解析については警察官職務執行法に規定すべきであると思う。

○　遠隔解析については、立法すれば終わりではないと認識している。

特に、遠隔解析のような高度な技術的措置を実施するためには、人的リソース、特に、能力のある警察官の確保が重要である。

新たに創設される権限の適正な執行のためにも、国民からの理解や信頼を得るためにも、しっかりとした警察組織を作っていくことが重要であると考える。

○　今回、遠隔解析が警察官職務執行法に規定されることとなれば、警察官職務執行法が置かれたディメンションが変わるのではないかと考えている。その中でも、新たな課題に対処するため、将来的に改正等について議論をする際には、警察官職務執行法が警察の通則法であることを意識し、分かりやすく簡潔な法規範であるという現在の性質が維持されるよう、配意していただきたい。

○　重要な検討会の場に参加させてもらい、感謝する。

特殊詐欺が社会問題と化してから約四半世紀となり、この間、重要な刑事政策的課題であり続けていると思うが、ここ最近の特殊詐欺は、ＳＮＳ等高度化した通信技術を駆使して敢行されており、「トクリュウ」の出現により正に異常事態となっている。

その対策に当たっては、当然、警察側もそのような通信技術を使わざるを得ず、そうしなければ、国民の不安を解消することができない。これは、被害者を減らすためだけでなく、犯罪の加害者になってしまう者を減らすためにも重要である。特に、年頃の子供を持つ親御さんは、自分の子供が間違っても犯罪の加害者にならないでほしいという不安も感じていると思われる。今回の遠隔解析の措置が、そうした観点も含め、対策への切り札になることを期待する。

提言の題名にもあるとおり、遠隔解析は「トクリュウ」による犯罪被害対策のための措置であることを踏まえた上で、一日も早い立法化を目指してほしい。

○　世間からの「早く被害防止をしてほしい」という、成果への強いプレッシャーもあると思うが、現場での適正な運用を第一にしてほしいと考えており、間違っても、現場に無理な負担が生じることがあってはならない。

防犯カメラを例に挙げれば、導入時には慎重な意見もあったが、適正な運用を行ったことで、国民の一層の理解を得ることができ、今日において重要な役割を果たしている。このため、「これだけの必要な権限を整備したのだから、それ相応の件数だけ、被害を防止できていなければならない」といったような重圧を現場に課すことなく、遠隔解析についても適正な運用に努めてほしい。

○　我が国における「トクリュウ」と同様の仕組みの犯罪組織は国際的にもよく見られるものであり、今後もなくなることはないと考えられる。

犯罪グループによる犯罪が国境を越えている中、国際的な議論の場で我が国が議論をリードして、捜査協力等を深化させていってほしい。

以　上